

## 勝連城跡周辺整備事業の事業者公募に係る参加資格要件について

令和5年10月27日付けで公表しました「募集要項」のうち、「1 応募者の備えるべき参加資格要件」【公園の建設業務】の取扱いについて、以下のとおり補足いたします。

### <補足内容>

【公園の建設業務】をJVで担当する場合、JV構成員のうち、少なくとも1者が(ア)及び(ウ)の要件を満たせば、(エ)の要件を満たす事業者が(ア)の要件を満たさない場合でも、公園の建設業務の要件を満たすと判断いたします。ただし、JVとして(ア)～(オ)の要件を全て満たし、かつ、(イ)の要件は全ての構成員が満たす場合に限ることとします。

勝連城跡周辺整備事業「募集要項」p.15より一部抜粋

#### 【公園の建設業務】

公園の建設業務にあたる者は、以下の(ア)～(オ)の要件を全て満たすこと。複数の場合は、(ア)及び(イ)の要件は全ての者が満たし、(ウ)～(オ)の要件はいずれか1者が満たすこと。

- (ア) 建設業法第15条の規定による土木工事業に係る特定建設業の許可を有すること。
- (イ) 令和5年度・令和6年度うるま市入札参加者資格（建設工事）において、うるま市建設工事等競争入札参加資格及び指名基準等に関する規程に定める入札参加資格の業種が土木工事業であること。入札参加資格を有していない場合の手続きについては、「(5)入札参加資格を有していない場合の手続き」を参照すること。
- (ウ) 建設業法第27条の規定に基づく一級土木施工管理技士の資格を有する者を正社員として雇用していること。
- (エ) 建設業法第27条の規定に基づく一級造園施工管理技士の資格を有する者を正社員として雇用していること。
- (オ) 2013年（平成25年）4月1日以降に、元請（JV構成員を含む）として、都市公園又は都市公園に類似した役割・機能を有する公園又は緑地（民間施設における公園又は緑地を含む）の施工実績があること。